

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 内 田 信 子

佐賀県人事委員会規則第13号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和33年佐賀県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（届出） 第3条 職員は、新たに県職員給与条例第10条第1項及び学校職員給与条例第11条の3第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、人事委員会が定める様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。通勤手当の支給を受けている職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。 （1）・（2） 略 2 略 （確認及び決定） 第4条 任命権者は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の<u>提示を求める等</u>の方法により確認し、その者が県職員給与条例第10条第1項及び学校職員給与条例第11条の3第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。 2・3 略 （普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出）	（届出） 第3条 職員は、新たに県職員給与条例第10条第1項及び学校職員給与条例第11条の3第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、人事委員会が定める様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。通勤手当の支給を受けている職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。 （1）・（2） 略 <u>（3） 第9条の4第1項の職員たる要件を欠くに至った場合</u> 2 略 （確認及び決定） 第4条 任命権者は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の<u>提示、第9条の4第1項の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出等</u>の方法により確認し、その者が県職員給与条例第10条第1項及び学校職員給与条例第11条の3第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。 2・3 略 （普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出）

改正前	改正後
第6条 普通交通機関等（特別急行列車等以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。 第8条 県職員給与条例第10条第2項第1号及び学校職員給与条例第11条の3第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間（県職員給与条例第10条第5項及び学校職員給与条例第11条の3第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）と同じくする定期券の価額 イ 略 (2)・(3) 略 2 略 （併用者の区分及び支給額） 第8条の3 県職員給与条例第10条第2項第3号及び学校職員給与条例第11条の3第2項第3号に規定する人事委員会規則で定める区分及びこれに対応する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。	第6条 普通交通機関等（<u>県職員給与条例第10条第3項及び学校職員給与条例第11条の3第3項に規定する特別急行列車等</u>（以下「特別急行列車等」という。））以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。 第8条 県職員給与条例第10条第2項第1号及び学校職員給与条例第11条の3第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項及び<u>第8条の3第1項第2号</u>において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間（県職員給与条例第10条第7項及び学校職員給与条例第11条の3第7項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）と同じくする定期券の価額 イ 略 (2)・(3) 略 2 略 （併用者の区分及び支給額） 第8条の3 県職員給与条例第10条第2項第3号及び学校職員給与条例第11条の3第2項第3号に規定する人事委員会規則で定める区分及びこれに対応する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

改正前	改正後
(1) 県職員給与条例第10条第1項第3号又は学校職員給与条例第11条の3第1項第3号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自転車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自転車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 県職員給与条例第10条第2項第1号及び第2号に定める額又は学校職員給与条例第11条の3第2項第1号及び第2号に定める額（<u>県職員給与条例第10条第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額及び同項第2号に定める額の合計額又は学校職員給与条例第11条の3第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額及び同項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額</u>）に300円を加算した額 (2) 県職員給与条例第10条第1項第3号又は学校職員給与条例第11条の3第1項第3号に掲げる職員のうち、<u>県職員給与条例第10条第2項第1号及び学校職員給与条例第11条の3第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が県職員給与条例第10条第2項第2号又は学校職員給与条例第11条の3第2項第2号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。）</u> 県職員給与条例第10条第2項第1号又は学校職員給与条例第11条の3第2項第1号に定める額	(1) 県職員給与条例第10条第1項第3号又は学校職員給与条例第11条の3第1項第3号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自転車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自転車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 県職員給与条例第10条第2項第1号及び第2号に定める額又は学校職員給与条例第11条の3第2項第1号及び第2号に定める額に300円を加算した額 (2) 県職員給与条例第10条第1項第3号又は学校職員給与条例第11条の3第1項第3号に掲げる職員のうち、<u>運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が県職員給与条例第10条第2項第2号又は学校職員給与条例第11条の3第2項第2号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。）</u> 県職員給与条例第10条第2項第1号又は学校職員給与条例第11条の3第2項第1号に定める額

改正前	改正後
(3) 略 (通勤が困難である職員) 第9条の2 県職員給与条例第10条第3項及び学校職員給与条例第11条の3第3項の人事委員会規則で定める職員は、特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものとする。 <u>(特別急行列車等の利用の基準)</u> 第9条の3 県職員給与条例第10条第3項及び学校職員給与条例第11条の3第3項の人事委員会規則で定める基準は、特別急行列車等の利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善及びその他の事情を考慮して人事委員会が認めるものであることとする。 (特別急行列車等に係る通勤手当の額の算出の基準) 第9条の4 特別急行列車等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる特別急行列車等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。 2 第7条の規定は、特別急行列車等に係る通勤手当の額の算出について準用する。 3 第8条(第1項第3号を除く。)の規定は、県職員給与条例第10条第3項第1号及び学校職員給与条例第11条の3第3項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」	(3) 略 (通勤が困難である職員) 第9条の2 県職員給与条例第10条第3項及び学校職員給与条例第11条の3第3項の人事委員会規則で定める職員は、特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの<u>(特別急行列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。)</u>又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものとする。 (特別急行列車等<u>の利用に係る特別料金等</u>に係る通勤手当の額の算出の基準) 第9条の3 特別急行列車等<u>の利用に係る特別料金等</u>に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる特別急行列車等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。 2 第7条の規定は、特別急行列車等<u>の利用に係る特別料金等</u>に係る通勤手当の額の算出について準用する。 3 第8条(第1項第3号を除く。)の規定は、県職員給与条例第10条第3項第1号及び学校職員給与条例第11条の3第3項第1号に規定する<u>特別料金等相当額(第9条の5第4項において「特別料金等相当額」という。)</u>の算出について準用する。この場合において、

改正前	改正後
とあるのは「特別急行列車等の」と、<u>同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、同号ア中「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と読み替えるものとする。</u>	第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「特別急行列車等の」と、<u>同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と読み替えるものとする。</u> <u>(やむを得ない事情により特別急行列車等を利用する職員)</u> 第9条の4 <u>県職員給与条例第10条第5項及び学校職員給与条例第11条の3第5項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員（特別急行列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。</u> (1) <u>職員又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）の公署を異にする異動又は在勤する公署の移転（配偶者が職員でない場合にあつては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者と同居して満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該子の養育を行っているものに限る。）</u> (2) <u>職員又は配偶者の父母（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の</u>

改正前	改正後
(支給日等) 第9条の5 通勤手当は、支給単位期間（次の各号に掲げる通勤手当については、当該通勤の区分に応じ、当該各号に定める期間。以下この条及び第11条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の佐賀県職員の給料その他の給与支給規則（昭和32年佐賀県人事委員会規則第9号。以下「支給規則」という。）第2条に規定する給料の支給定日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。 (1) 職員が2以上の普通交通機関等を利用するものとして県職員給与条例第10条第2項第1号又は学校職員給与条例第11条の3第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間 (2) 職員が県職員給与条例第10条第2項第1号及び第2号又は学校職員給与条例第11条の3第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相	<u>住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該父母の介護を行っているものに限る。）</u> (3) <u>前2号に掲げる職員のほか、これらの職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会が定める職員</u> <u>2 前項各号に掲げる職員にあっては、第9条の5第4項、第10の2第2項第1号及び同項第2号中「8万円」とあるのは「15万円」と読み替えるものとする</u> (支給日等) 第9条の5 通勤手当は、支給単位期間（第4項に規定する期間を除く。）又は同項に定める期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の佐賀県職員の給料その他の給与支給規則（昭和32年佐賀県人事委員会規則第9号。以下「支給規則」という。）第2条に規定する給料の支給定日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

改正前	改正後
<u>当額及び県職員給与条例第10条第2項第2号に定める額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額及び学校職員給与条例第11条の3第2項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当　その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間</u> <u>(3) 職員が2以上の特別急行列車等を利用するものとして特別急行列車等に係る通勤手当を支給される場合において、県職員給与条例第10条第3項第1号及び学校職員給与条例第11条の3第3項第1号に規定する1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額（第10条の2第3項第1号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）の合計額が2万円を超えるときにおける当該通勤手当　その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間</u> 2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において<u>離職し</u>、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。 3 略	2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において<u>離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が佐賀県の休日に関する条例（平成元年佐賀県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし</u>、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。 3 略 4 <u>1箇月当たりの運賃等相当額等（第8条の3第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、県職員給与条例第10条第2項第2号又は学校職員給与条例第11条の3第2項第2号に定める額（第8条の3第2号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第10条の2第2項におい</u>

改正前	改正後
(返納の事由及び額等) 第10条の2 県職員給与条例第10条第4項及び学校職員給与条例第11条の3第4項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。 (1)～(4) 略 2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る県職員給与条例第10条第4項及び学校職員給与条例第11条の3第4項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 1箇月当たりの運賃等相当額等（第8条の3第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び県職員給与条例第10条第2項第2号に定める額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額及び学校職員給与条例第11条の3第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が55,000円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定	て「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が8万円を超えるときにおける第1項に規定する支給単位期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。 (返納の事由及び額等) 第10条の2 県職員給与条例第10条第6項及び学校職員給与条例第11条の3第6項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。 (1)～(4) 略 2 県職員給与条例第10条第6項及び学校職員給与条例第11条の3第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が8万円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等又は特別急行列車等（同号の改定後に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が8万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び特別急行列車等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等及び特別急行列車等につき、使用

改正前	改正後
める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。） イ 略 (2) 1 箇月当たりの<u>運賃等相当額等が55,000円</u>を超えていた場合に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア <u>イ及びウに掲げる場合以外の場合 55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0）</u> <u>イ 第9条の5第1項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合（ウに掲げる場合を除く。） 55,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての普通交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、0）</u> ウ 略 <u>3 特別急行列車等に係る通勤手当に係る県職員給与条例第10条第4項及び学校職員給与条例第11条の3第4項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> <u>(1) 1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額（2 以上の特別急行列車等を利用するものとして通勤手当を支給される場合に</u>	されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。） イ 略 (2) 1 箇月当たりの<u>通勤手当算出基礎額が 8 万円</u>を超えていた場合に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア <u>イに掲げる場合以外の場合 8 万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び特別急行列車等についての払戻金相当額並びに人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0）</u> イ 略

改正前	改正後
<u>っては、その合計額。以下この項において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等」という。）が2万円以下であった場合</u> <u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> <u>ア イに掲げる場合以外の場合 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る特別急行列車等（同号の改定後に1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が2万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての特別急行列車等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての特別急行列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額（次号において「払戻金2分の1相当額」という。）</u> <u>イ 使用している定期券に通用期間が6箇月を超えるものがある場合 人事委員会の定める額</u> <u>(2) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が2万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> <u>ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 2万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る特別急行列車等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0）</u> <u>イ 第9条の5第1項第3号に掲げる通勤手当を支給されている場合（ウに掲げる場合を除く。） 2万円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての特別急行列車等について</u>	

改正前	改正後
<u>の払戻金2分の1相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、0）</u> ウ 前号イに掲げる場合 人事委員会の定める額 <u>4 県職員給与条例第10条第4項及び学校職員給与条例第11条の3第4項</u>の規定により職員に<u>前2項</u>に定める額を返納させる場合においては、人事委員会が別に定める場合を除き、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。 （支給単位期間） 第10条の3 県職員給与条例第10条第5項及び学校職員給与条例第11条の3第5項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は特別急行列車等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間 ア イに掲げる場合以外の場合 普通交通機関等又は特別急行列車等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、特別急行列車等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び特別急行列車等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間 イ 略 (2) 略 2 略	<u>3 県職員給与条例第10条第6項及び学校職員給与条例第11条の3第6項</u>の規定により職員に<u>前項</u>に定める額を返納させる場合においては、人事委員会が別に定める場合を除き、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。 （支給単位期間） 第10条の3 県職員給与条例第10条第7項及び学校職員給与条例第11条の3第7項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は特別急行列車等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間 ア イに掲げる場合以外の場合 普通交通機関等又は特別急行列車等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、特別急行列車等の<u>利用に係る特別料金等</u>に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び特別急行列車等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該特別急行列車等の<u>利用に係る特別料金等</u>に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間 イ 略 (2) 略 2 略

改正前		改正後	
別表第1（第8条の2関係） 原動機付交通用具を使用する職員		別表第1（第8条の2関係） 原動機付交通用具を使用する職員	
片道の使用距離	通勤手当の額	片道の使用距離	通勤手当の額
4キロメートル未満	2,300円	4キロメートル未満	2,300円
4キロメートル以上 6キロメートル未満	3,800円	4キロメートル以上 6キロメートル未満	3,800円
6キロメートル以上 8キロメートル未満	5,000円	6キロメートル以上 8キロメートル未満	5,000円
8キロメートル以上 10キロメートル未満	<u>6,100円</u>	8キロメートル以上 10キロメートル未満	<u>6,300円</u>
10キロメートル以上 12キロメートル未満	<u>7,300円</u>	10キロメートル以上 12キロメートル未満	<u>7,600円</u>
12キロメートル以上 14キロメートル未満	<u>8,500円</u>	12キロメートル以上 14キロメートル未満	<u>8,800円</u>
14キロメートル以上 16キロメートル未満	<u>9,700円</u>	14キロメートル以上 16キロメートル未満	<u>10,100円</u>
16キロメートル以上 18キロメートル未満	<u>10,900円</u>	16キロメートル以上 18キロメートル未満	<u>11,400円</u>
18キロメートル以上 20キロメートル未満	<u>12,100円</u>	18キロメートル以上 20キロメートル未満	<u>12,700円</u>
20キロメートル以上 22キロメートル未満	<u>13,300円</u>	20キロメートル以上 22キロメートル未満	<u>13,900円</u>
22キロメートル以上 24キロメートル未満	<u>14,500円</u>	22キロメートル以上 24キロメートル未満	<u>15,200円</u>
24キロメートル以上 26キロメートル未満	<u>15,700円</u>	24キロメートル以上 26キロメートル未満	<u>16,500円</u>
26キロメートル以上 28キロメートル未満	<u>17,000円</u>	26キロメートル以上 28キロメートル未満	<u>17,700円</u>
28キロメートル以上 30キロメートル未満	<u>18,200円</u>	28キロメートル以上 30キロメートル未満	<u>19,000円</u>
30キロメートル以上 32キロメートル未満	<u>19,400円</u>	30キロメートル以上 32キロメートル未満	<u>20,300円</u>
32キロメートル以上 34キロメートル未満	<u>20,600円</u>	32キロメートル以上 34キロメートル未満	<u>21,500円</u>
34キロメートル以上 36キロメートル未満	<u>21,800円</u>	34キロメートル以上 36キロメートル未満	<u>22,800円</u>
36キロメートル以上 38キロメートル未満	<u>23,000円</u>	36キロメートル以上 38キロメートル未満	<u>24,100円</u>
38キロメートル以上 40キロメートル未満	<u>24,200円</u>	38キロメートル以上 40キロメートル未満	<u>25,300円</u>
40キロメートル以上 42キロメートル未満	<u>25,400円</u>	40キロメートル以上 42キロメートル未満	<u>26,600円</u>
42キロメートル以上 44キロメートル未満	<u>26,600円</u>	42キロメートル以上 44キロメートル未満	<u>27,900円</u>

改正前			改正後		
44キロメートル以上	46キロメートル未満	<u>27,800円</u>	44キロメートル以上	46キロメートル未満	<u>29,100円</u>
46キロメートル以上	48キロメートル未満	<u>29,000円</u>	46キロメートル以上	48キロメートル未満	<u>30,400円</u>
48キロメートル以上	50キロメートル未満	<u>30,200円</u>	48キロメートル以上	50キロメートル未満	<u>31,700円</u>
50キロメートル以上	52キロメートル未満	<u>31,400円</u>	50キロメートル以上	52キロメートル未満	<u>33,000円</u>
52キロメートル以上	54キロメートル未満	<u>32,600円</u>	52キロメートル以上	54キロメートル未満	<u>34,200円</u>
54キロメートル以上	56キロメートル未満	<u>33,800円</u>	54キロメートル以上	56キロメートル未満	<u>35,500円</u>
56キロメートル以上	58キロメートル未満	<u>35,100円</u>	56キロメートル以上	58キロメートル未満	<u>36,800円</u>
58キロメートル以上	60キロメートル未満	<u>36,300円</u>	58キロメートル以上	60キロメートル未満	<u>38,000円</u>
60キロメートル以上		<u>38,400円</u>	60キロメートル以上		<u>40,300円</u>

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置)
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き職員（佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（令和7年佐賀県条例第3号）第1条の規定による改正前の佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号。以下この項において「改正前の給与条例」という。）第10条第2項第1号及び佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（令和7年佐賀県条例第11号）第1条の規定による改正前の佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号。以下この項において「改正前の学校職員給与条例」という。）第11条の3第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（この規則による改正前の通勤手当に関する規則（以下この項において「改正前の通勤手当規則」という。）第8条の3第1項第3号に掲げる職員に係るものを除き、2以上の普通交通機関等（改正前の通勤手当規則第6条第1項に規定する普通交通機関等をいう。第1号において同じ。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。次項第1号において「改正前の1箇月当たりの運賃等相当額」という。）、改正前の給与条例第10条第2項第2号及び改正前の学校職員給与条例第11条の3第2項第2号に規定する額（改正前の通勤手当規則第8条の3第1項第2号に掲げる職員に係るものを除く。次項第1号において「改正前の自転車等の利用に係る額」という。）並びに改正前の給与条例第10条第3項第1号及び改正前の学校職員給与条例第11条の3第3項第1号に規定する特別料金等の額をその支給単位期間（改正前の給与条例第10条第5項及び改正前の学校職員給与条例第11条の3第5項に規定する支給単位期間をいう。次項において同じ。）の月数で除して得た額（2以上の特別急行列車等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。次項第2号において「改正前の1箇月当たりの特別料金等相当額」という。）の合計額が8万円超え

ている職員を除く。)に支給されている通勤手当のうち次の各号に掲げるもの(施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等(改正前の通勤手当規則第9条の5第1項に規定する支給単位期間等をいう。)に係るものに限る。)については、なお従前の例による。

- (1) 普通交通機関等並びに改正前の給与条例第10条第1項第2号及び改正前の学校職員給与条例第11条の3第1項第2号に規定する自転車等に係る通勤手当(改正前の1箇月当たりの運賃等相当額及び自転車等の利用に係る額の合計額が55,000円を超える場合の者に限る。)
- (2) 改正前の給与条例第10条第3項第1号及び改正前の学校職員給与条例第11条の3第3項第1号に規定する特別急行列車等に係る通勤手当

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、各月における当該各号に定める額(1円未満の端数がある場合にあつてはその端数を切り捨てた額とし、当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあつては当該各号に定める額の合計額とする。)を、支給単位期間を1箇月とする通勤手当として支給する。

- (1) 前項第1号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の1箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自転車等の利用に係る額の合計額から55,000円を減じて得た額
- (2) 前項第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の1箇月当たりの特別料金等相当額から当該1箇月当たりの特別料金等相当額の2分の1に相当する額(その額が2万円を超える場合にあつては、2万円)を減じて得た額
(やむを得ない事情により特別急行列車等を利用する職員に関する経過措置)

4 改正後の規則第9条の4第1項第1号及び第2号の規定は、施行日前にこれらの号に掲げる職員となった者(これらの号に規定する当該日以降の転居をしたものを除く。)にも適用する。